

奈良県

根拠法等	適用条文	優遇措置の種類	優遇の内容	対象エリア	対象者	対象事業	対象施設	適用期限
関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例 <昭和63年7月奈良県条例6号>	第2条	税の特例 (不動産取得税)	○適用税率 0.4% (土地については0.3%)	奈良県内の文化学術研究地区内		(1)建設計画の同意の日以降の取得 (2)技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が2億円以上 (3)建設計画の達成に資することの国土交通大臣の証明 (4)土地については、その取得の日の翌日から起算して、1年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合	家屋及びその敷地である土地	なし
	第3条	税の特例 (県固定資産税)	○適用税率 (第1年度) 100分の0.14 (第2年度) 100分の0.467 (第3年度) 100分の0.933				償却資産	3年間
地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例 <平成21年7月奈良県条例第8号>	第2条	税の特例 (不動産取得税)	課税免除	文化学術研究地区を含む奈良県全域	奈良県未来投資促進基本計画の計画期間内に、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した者。	○①～⑥の分野で、売上(5%)及び付加価値額(3,775万円)の増加が期待される事業 ①奈良県における食品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野 ②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流⑥奈良県における食品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信 ※高い先進性につき主務大臣の確認が必要	当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って、平成29年9月29日から令和4年9月28日までに対象施設を設置
	第3条	税の特例 (県固定資産税)	課税免除（3年間）				○適用要件 建物、付属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が1億円超のもの（農林漁業関係業種は5千万円超）	

奈良県

根拠法等	適用条文	優遇措置の種類	優遇の内容	対象エリア	対象者	対象事業	対象施設	適用期限
奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例 <平成17年12月奈良県条例第23号>	第2条	税の特例 (事業税)	所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減 (年間減税額1億円以内)	文化学術研究地区を含む奈良県全域	平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に、用地等を取得し、一定要件を満たす工場または研究所を設置した法人	事業税の課税標準額となる所得金額	○製造業の生産施設または研究施設○ 対象期間中に用地を取得、貸借又は地上権を取得し、以下の要件をいずれも満たす生産施設等を設置した法人 ①総建築面積（福利厚生施設を除く）が、3,000㎡以上（移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上増加することが必要） ②生産施設等を設置した法人の県内の事務所又は事業所において、新規雇用が10人以上（雇用期間の定めのない者等であって、県内に住所を有する者に限る。）、かつ、増加する県内の総従業員数が10人以上。	令和8年3月31日までに対象施設を設置
奈良県企業立地促進補助金		補助金	・固定資産投資額の10% ・付帯経費の5% (※付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等) ・県内新規常用雇用者1人につき30万円、県内新規標準雇用者1人につき10万円（3年間の増加人数分） ・補助限度額20億円 ※5年間で均等に分割して交付	学研都市区域を含む奈良県全域	製造業の工場・研究所を立地する企業	着工の日から起算して2年以内に(1)~(3)のすべての要件を満たすもの (1)固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が100億円 (2)県内新規常用雇用者が100人以上 (3)市町村から立地に関する支援を受けるもの	事業計画の認定を受けた日から1年以内に着工する事業	
奈良県企業活力集積促進補助金		補助金	・固定資産投資額の10% (※成長分野及び被災企業の工場・研究所は5%を上乘せ) ・付帯経費の5% (※付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等) ・雇用要件を超える県内新規常用雇用者1人につき30万円、県内新規標準雇用者1人につき10万円 ・補助限度額 2億円 ※ただし知事が特に認める場合 ◎県内新規常用雇用者が50人以上： 限度額5億円 ◎県内新規常用雇用者が100人以上： 限度額10億円	学研都市区域を含む奈良県全域	製造業の工場・研究所を立地する企業、本社機能・特定の物流施設を立地する企業	着工の日から起算して2年以内に(1)または(2)のいずれかの要件を満たすもの (1)固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上 (※特定の物流施設、県外本社機能移転、県南部・東部地域への立地は3億円以上) かつ県内新規常用雇用者が10人以上 (※特定の物流施設、県南部・東部地域への立地は県内新規標準雇用者を0.5人分算入可、県外本社機能移転は県内新規常用雇用者3人以上（県内新規標準雇用者を0.5人分参入可）) (2)常用雇用者が100人以上 (※県南部・東部地域への立地の場合は標準雇用者を0.5人分、特定の物流施設については1人分として算入可)	事業計画の認定を受けた日から1年以内に着工する事業	
奈良県企業定着促進補助金		補助金	・機能強化に要する経費（土地を除く）の10% ・付帯経費の5% (※付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等) ・補助限度額1億円	学研都市区域を含む奈良県全域	製造業の工場・研究所を県内に立地している企業で、以下のすべての要件を満たす企業 (1)県内に立地後、20年以上経過している企業 (2)県内における常用雇用者が50人以上	着工の日から起算して2年以内に(1)または(2)のいずれかの要件を満たすもの (1)機能強化に要する経費（土地の取得に要する経費を除く）が10億円以上 (※中小企業は5億円以上)、かつ県内新規常用雇用者が10人以上又は地域経済牽引事業として承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの (※機能強化に要する経費の例…建物の改築・改修、機械装置の設置等) (2)県内新規常用雇用者が20人以上	事業計画の認定を受けた日から1年以内に着工する事業	

奈良県

根拠法等	適用条文	優遇措置の種類	優遇の内容	対象エリア	対象者	対象事業	対象施設	適用期限
奈良県地方拠点強化促進補助金		補助金	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産投資額の10% 付帯経費の5% 補助限度額 1億円 	学研都市区域を含む奈良県域のうち指定区域	「特定業務施設整備計画」について奈良県知事の承認を受けた企業であり、総常用雇用者数が100人以上である企業	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県知事の承認を受けた特定業務施設整備計画にかかる事業であり、事業着工から2年以内に、(1)かつ(2)の要件を満たすこと (1) 固定資産投資額0.2億円以上(※中小企業は0.1億円以上) (2) 新規常時雇用者10人以上(※中小企業は5人以上) 	<p>「特定業務施設」…調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事務所又は研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事務所</p> <p>「特定業務施設整備計画」…奈良県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画」で定める指定区域内で、特定業務施設(本社機能)を整備する計画として、県に申請し、承認を受けた計画</p>	-
奈良県情報通信業関連企業立地促進補助金		補助金	<ul style="list-style-type: none"> 県内新規雇用者1人あたり50万円(5年間) 県内新規雇用者研修経費の50%(5年間)(※一人あたり上限30万円) 借室料の50%(5年間)(※1年あたり上限1,000万円) 求人広告及び人材紹介経費の各50%(上限各100万円) オフィス・機器等の設備投資額の10%、付帯経費の5%(※投資額3,000万円以上の場合に限る) 施設改修費の50%(※1㎡あたり上限1.5万円) <p>◎補助限度額：3億円 (※ただし次に掲げる知事が特に認める場合)</p> <p>◎県内新規雇用者が50人以上：限度額5億円 ◎県内新規雇用者が100人以上：限度額10億円</p>	学研都市区域を含む奈良県域	情報通信業の事業所を立地する企業	<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、データセンター、コールセンター、バックオフィス</p> <p>地域経済牽引事業として知事の承認を受けた事業のうち、国による先進性の確認を受けたものであり、県内新規雇用者5人以上(コールセンター、バックオフィスは20人以上)</p>	事業計画の認定を受けた日から1年以内に着工する事業(予定)	
奈良県地域未来投資促進資金(制度融資)		融資	<p>○貸付限度 設備資金・運転資金 ：2億8,000万円以内 (有担保枠2億円、無担保枠8,000万円) ※普通保証と別枠</p> <p>○貸付期間 設備資金 ：15年以内(うち据置1年以内) 運転資金 ：7年以内(うち据置1年以内)</p> <p>○利率 金融機関所定金利 ○保証料 0.00% (保証協会の保証が必要)</p> <p>○保証人 原則として、法人代表者以外の保証人は不要</p>	学研都市区域を含む奈良県域	地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって事業を行う企業	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等		

奈良市

根拠法等	適用条文	優遇措置の種類	優遇の内容	対象エリア	対象者	対象事業	対象施設	適用期限
奈良市税条例	第80条の2	税の特例 (固定資産税)	○適用税率 (第1年度) 100分の0.14 (第2年度) 100分の0.467 (第3年度) 100分の0.933	奈良市内の文化学 術研究地区内		(1) 建設計画の同意の日以降の取得 (2) 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設 で、その取得等に要する資金の額が3億円以上 (3) 建設計画の達成に資することの国土交通大臣の証明 (4) 土地については、その取得の日の翌日から起算して、 1年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手 があった場合	当該特定研究施設の用に供する償却資 産若しくは家屋又はその敷地である土 地	3年間
奈良市地域経済牽 引事業の促進に係 る固定資産税の特 例に関する条例		税の特例 (固定資産税)	課税免除 (3年間)	奈良市内		(1) 令和2年4月1日以降の奈良県知事による「地域経済牽引事業計画」の承認 (2) 当該計画に従い令和5年3月31日までに設置する家屋若しくは構築物、又はその敷地である土 地の取得価格の合計額が1億円（農林漁業関連業種は5,000万円）超 (3) 家屋、構築物については当該計画の承認日以降に取得したもの (4) 土地については令和2年4月1日以降に取得し、その取得の日の翌日から起算して1年以内に、 当該土地を敷地とする当該家屋もしくは構築物の建設の着手があったもの		3年間